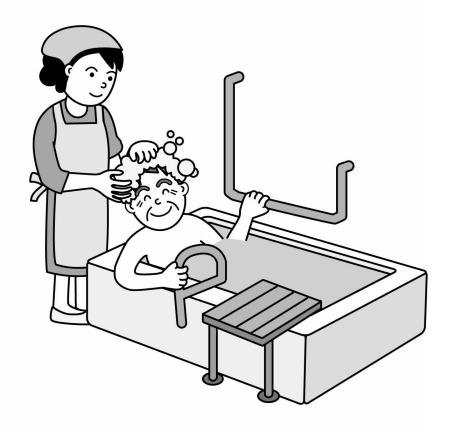
しょう ふくし 6. 障がい福祉サービス



障がいのある方が安心して生活できるようホームヘルプサービスなどの在宅サービスや、在宅での生活が困難な方に対し、施設入所支援などのサービスを行っています。

6-1 によう **節がい福祉サービスとは**



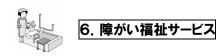
障がいのある方の程度や介護者などの状況 をふまえ、個別に支給決定を行います。障が い福祉サービスでは、障がいのある方自らが サービスを選択し、契約によりサービスを利 用する仕組みとなっています。

■対象となるケーと人						
自立支援給付						
	居宅介護	自宅で食事・入浴などの介護や、調理・洗濯などの家事援助				
	(ホームヘルプ)	を受けることができます。				
	重度訪問介護	重い障がいがあり、常に介護が必要な方が、自宅で介護や				
	主及的问介良	外出時の移動の支援など総合的に受けることができます。				
	同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、異動に必要な				
		情報の提供(代筆・代読を含む)や外出支援などを行いま				
		す。				
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が				
介		必要な方に、行動するとき必要な解除や外出時の移動の補				
護給		助等をします。。				
	手庇赔宝老学与托士 授	介護の必要性が非常に高い方に、居宅介護等複数のサービ				
付	重度障害者等包括支援	スを包括的に行います。				
	短期入所	家で介護を行う方が病気等の場合、短期間、施設へ入所で				
	(ショートステイ)	きます。				
	療 養 介 護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な方に、医療機関				
		で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。				
	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護				
		等をします。				
	施設入所支援	施設に入所し、食事・入浴などの介護を受けることができます。				



6. 障がい福祉サービス

自 立 支 援 給 付						
訓練等給付	自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた方で、ひとり暮らしを希望する方等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。				
	自立訓練(機能訓練)	主に身体障がい者や難病患者等の方を対象に、地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上のための支援が必要な方に、期間を限定し、理学療法や作業療法等の身体機能のリハビリテーションや家事等の訓練、日常生活上の相談支援、関係機関との連絡調整等を行い、利用者の地域生活への移行を図ります。				
	自立訓練 (生活訓練)	主に知的障がいまたは精神障がいの方を対象に、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上のための支援が必要な方に対し、期間を限定し、食事や家事等の訓練、日常生活上の相談支援、関係機関との連絡調整等を行い、利用者の地域生活への移行を図ります。				
	就労移行支援	就職を希望する方が、就職するための訓練を受けることができます。				
	就 労 継 続 支 援 (A型)	就労に必要な知識・能力の向上により、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障がい者の方に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供し、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を行います。				
	就 労 継 続 支 援(日型)	企業等や就労継続支援(A型)での雇用が困難な障がい者の方に対し、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力が高まった場合は、就労への移行に向けた支援を行います。				
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある方に、相談を通じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援をします。				
	共 同 生 活 援 助 (グループホーム)	障がいのある方たちが、地域で共同生活し、日常生活の援 助などを受けることができます。				
		相談支援事業				
	計 画 相 談 支 援	障がいのある方の心身の状況や環境、サービス利用等の意 向の聞き取り、その方に合ったサービス利用の計画を作成 します。				
	地 域 移 行 支 援	施設入所者または精神科病院に入院している方に対して、 住居の確保や地域生活に移行するための相談等の支援を します。				
	地域定着支援	単身等で生活する障がいのある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急の事態に相談等の必要な支援をします。				



IIIa				
地	域 生 活 支 援 事 業			
移 動 支 援 (ガイドヘルプ)	屋外での移動が困難な方について、円滑に外出できるよう、移動を支援します。			
日中一時支援	介護をする方に用事があるときなどに、障がいのある方へ日中の活動の場を提供します。			
地域活動支援センター	障がいのある方が、作業や創作活動を通して社会参加や交流を行うことができます。			
地域生活支援事業				
移 動 支 援 (ガイドヘルプ)	屋外での移動が困難な方について、円滑に外出できるよう、移動を支援します。			
日中一時支援	介護をする方に用事があるときなどに、障がいのある方へ 日中の活動の場を提供します。			
地域活動支援センター	障がいのある方が、作業や創作活動を通して社会参加や交流を行うことができます。			
障	がい児通所支援			
児童発達支援	障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活の適応訓練等必要な支援を行います。			
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能の障がいのある児童に対して、 医療型児童発達支援センター等の指定発達支援医療機関 において児童発達支援及び治療を行います。			
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇中に生活能力向上のために必要な訓練などを行います。			
保育所等訪問支援	保育所等を利用している障がい児に対して、障がい児施設等で指導経験のある児童指導員、保育士による訪問指導を 行います			
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどで障がい児通所支援を利用することが 著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援 を行います。			
障	がい児相談支援			
障がい児相談支援	障がい児が障がい児通所支援(児童発達支援、放課後デイサービス等)を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。			
	申 請 窓 口			

健康福祉課社会福祉係(電話 0826-25-0250) または本庁住民課·各支所住民生活課



6-2 サービスを受けるための手続きの流れ



サービスを受けるためには申請が必要となります。サービスを利用するまでの手続の流れは次のとおりです。

1. 相 談

- ●安芸太田町役場各窓口にご相談ください。
- ●どのようなことで困っているか、どのようなサービスが必要かなど、相談や情報提供を行います。



2. 申請·調査

- ●受けたいサービスが決まったら役場に申し込みます。
- ●保健師が訪問し、現在の生活や障がいの状況について 聞取りを行います。

介護給付

●かかりつけの医師に、医師の 意見書を書いてもらいます。



訓練等給付

3. 認定

●調査結果、医師の意見 書をもとに、審査会で 必要なサービスの目安 となる、障害支援区分 を認定します。

4. サービス等利用計画案の作成

●特定相談支援事業所が障がいのある人の心身の状況や環境、サービス利用等の意向を聞き取り、その人に合ったサービス利用の計画を作成します。

5. 支給決定

●状況や希望により、サービスを決定し、サービス を利用するための受給者証を交付します。

6. 契約・サービス利用

- ●サービス提供事業所を選んで、契 約をし、サービスを利用します。
- ●サービスを利用したら、事業所に 利用料を支払います。



安芸太田町内障がい者関係施設・事業所一覧

町内には、障がいのある人にかかる福祉サービスとして、次のような施設・事業所等があります。

種類	名称	所在地
指定居宅支援事業所 ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・行動援護	安芸太田町社協訪問介護事務所	安芸太田町戸河内 800-1 (電話 0826-28-1505)
多機能型事業所 ・生活介護 ・就労継続支援B型	安芸太田町社協多機能型事業所「クローバータウン」	安芸太田町下筒賀 366-1 (電話 0826-22-2190)
短期入所	寿光園短期入所生活介護事業所	安芸太田町下筒賀 821 (電話 0826-22-1075)
指定障害者支援施設 ・施設入所支援 ・生活介護 ・就労継続支援B型	指定障害者支援施設 戸河内あすなろ園	安芸太田町土居 578 (電話 0826-28-2945)
基準該当事業所 • 生活介護	安芸太田町社協通所介護事業所「ふれあい」	安芸太田町戸河内 780-15 (電話 0826-28-2115)
• 自立訓練 (機能訓練 • 生活訓練)	寿光園デイサービスセンター 通所介護事業所	安芸太田町下筒賀 821 (電話 0826-22-1075)
北 国生活控肋	グループホーム大銀杏	安芸太田町中筒賀 1737 (電話 0826-32-2012)
共同生活援助	JOCA×3(名称未定) 令和3年度開設予定	安芸太田町加計 (電話 0826-※※-※※※)
就労継続支援(A型)	JOCA×3(ジョカカケサン)	安芸太田町中筒賀 842-4 (電話 0826-22-6424)
就労継続支援(B型) 生活介護 放課後等デイサービス	JOCA×3(ジョカカケサン)	安芸太田町加計 3502-2 (電話 0826-22-6666)
	安芸太田町社協指定特定相談支援 事業所	安芸太田町下筒賀 366-1 (電話 0826-22-2190)
計画相談支援 (特定相談)	相談支援事業所戸河内あすなろ園	安芸太田町土居 578 (電話 0826-28-2945)
	J's サポート JOCA×3	安芸太田町加計 3544-2 (電話 0826-25-0052)